

監査委員告示第11号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和元年12月23日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 令和元年11月28日（木）
- 2 監査対象部局及び監査の対象
 - 市民部
 - 国保年金課
 - (1) 健康課題に対する対策について
 - (2) 障害者福祉医療費助成制度の見直しについて
 - 市民課
 - (1) 窓口の執務体制について
 - 人権推進課
 - (1) ヘイトスピーチに係る施設使用手続きに関するガイドラインの策定状況について
 - (2) 女性センターにおける相談対応について
 - まち美化推進課
 - (1) ごみ袋有料化導入に伴う効果の検証について
 - (2) 家庭系可燃ごみ有料指定袋制度の収益を活用したごみ減量施策等の推進について
 - 加茂支所・山城支所
 - (1) 各種業務の受付状況と窓口の執務体制について

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【国保年金課】

健康課題に対する取り組みについてであるが、各関係機関、市役所他課と連携を行ない、課題解消に取り組んでいることは評価出来る。引き続き連携を密に行なうとともに、課題解消に向けた取り組みを推進されたい。

また、障害者医療費助成制度についてであるが、障害者の利用者負担割合の見直しが進められていることは評価出来る。引き続き府下自治体の状況を注視しつつ、更なる見直しを進められたい。

【市民課】

窓口業務におけるアウトソーシング化についてであるが、市民目線に立って、市民がより利用しやすい体制の構築に努められたい。

また、窓口における現金管理についてであるが、多額の現金を取り扱っていることから、出納帳やレジ打記録を利用して、引き続き厳正に現金有高の確認に努められたい。

【人権推進課】

女性センターにおける相談事業についてであるが、以前、他課の業務において、住民基本台帳事務における支援措置の申出がなされていたにもかかわらず、情報が漏洩し、その処理対応に公金が支出される事象が発生した。人権推進課として、DV、ストーカー行為等について、他課に対して共通認識の啓発に努めるとともに、守秘義務についても、より一層留意されたい。

また、窓口における現金管理についてであるが、引き続き出納帳を利用して、厳正に現金有高の確認に努められたい。

【まち美化推進課】

ごみ袋有料化導入に伴う検証についてであるが、導入前後を比較すると、排出量が減少し、さらに手数料収入も向上しており、事業効果として評価出来るものである。引き続きごみの減量化に向けた取り組みを推進されたい。

次に、市営墓地の維持管理についてであるが、将来的な財源をどのように確保するのか、今後検討を行なわれたい。

最後に、支出証憑についてであるが、昨年度、支払い期限を遅延する等、多数の指摘があったにもかかわらず、今年度に会計課が2回実施した不適正伝票実態調査においても、同様に多数の指摘がされている。公金の支出の遅延は、市民からの信頼を損ねることになりかねないことから、今後、支出証憑については請求書受理後速やかに処理するよう努めるとともに、課内においても迅速な支出行為の重要性とそのチェック体制について十分認識を共有されたい。

【加茂支所・山城支所】

支所における各種受付業務についてであるが、引き続き市民に分かりやすい形での対応をお願いしたい。それから、窓口における現金管理についてであるが、引き続き出納帳等を利用して、厳正に現金有高の確認に努めるとともに、個人情報取り扱いについても漏洩等の無いよう、管理を徹底されたい。